

高砂市まちづくり活動支援要綱

目次

第1章 総則

第2章 支援制度

第1節 アドバイザー派遣制度

第2節 まちづくり準備団体活動助成制度

第3節 まちづくり団体活動助成制度

第3章 雑則

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市まちづくり推進条例（平成28年高砂市条例第21号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、条例第13条第1項の規定による認定を受けたまちづくり団体（以下「まちづくり団体」という。）及び条例第17条第2項の規定による登録を受けたまちづくり準備団体（以下「まちづくり準備団体」という。）に対する支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり専門家 まちづくりに関する各分野の専門知識と住民団体等への支援の実績のある者として市長が別に定める者をいう。
- (2) アドバイザー まちづくり専門家のうち、まちづくり団体又はまちづくり準備団体に派遣することを市長が決定した者をいう。
- (3) 助成対象活動 まちづくりに関する調査研究、まちづくり計画案又はまちづくり協定（以下これらを「まちづくり計画案等」という。）の策定、活動の周知その他まちづくり団体が自主的に行うまちづくり活動（当該まちづくり活動のために必要なまちづくり団体の運営を含む。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 支援制度

第1節 アドバイザー派遣制度

(アドバイザー派遣)

第3条 市長は、まちづくり団体の設立を円滑に促進するため必要があると認めるときは、まちづくり準備団体に対し、地区における土地及び建築物等に係る調査やまちづくりに関する勉強会等（以下「勉強会等」という。）にアドバイザーを派遣すること（以下「アドバイザー派遣」という。）ができる。

2 市長は、まちづくり団体に対し、策定したまちづくり計画案等の改廃検討時等まちづくり団体がまちづくり活動を継続して行うため必要があると認めるときは、アドバイザー派遣をすることができる。

(派遣の内容)

第4条 まちづくり準備団体に対するアドバイザー派遣は、原則として1団体につき12回を限度として行うものとする。

2 まちづくり団体に対するアドバイザー派遣は、市長がその必要があると認めるときに、その都度、原則として1団体につき12回を限度として行うものとする。

3 アドバイザー派遣の期間は、派遣を開始した日の属する年度からその翌年度の3月31日までを限度とする。

4 アドバイザー派遣に対する費用は、1日につき5万円とし、第7条の規定による報告があった後に、派遣したアドバイザーへの謝金として支払う。

(派遣の申請)

第5条 アドバイザー派遣を受けようとするまちづくり準備団体及びまちづくり団体の代表者は、アドバイザー派遣申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に派遣の申請をしなければならない。

(1) まちづくり団体にあつては、まちづくり団体認定通知書の写し

(2) まちづくり準備団体にあつては、まちづくり準備団体登録届出書の副本の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 アドバイザー派遣を受けようとするまちづくり準備団体又はまちづくり団体の代表者は、前項に規定する申請の際に、まちづくり専門家のうちからアドバイザーとして派遣を受ける者を選定し、アドバイザー指定要望(選定依頼)書(様式第2号)により市長に要望するものとする。ただし、要望することができない場合は、アドバイザーの選定をアドバイザー指定要望(選定依頼)書(様式第2号)により市長に依頼することができる。

3 市長は、前項の規定による要望又は依頼に基づき、派遣するアドバイザーを決定し、次条第1項の規定による決定と併せて、第1項の代表者に通知するものとする。

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があつたときは、速やかにその内容を審査して派遣の可否を決定し、その旨をアドバイザー派遣等決定通知書(様式第3号)により同項の代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により派遣を決定したときは、アドバイザー派遣依頼書(様式第4号)により派遣を予定するアドバイザーに派遣を依頼するものとする。

(業務実施の報告)

第7条 アドバイザー派遣を受けたまちづくり準備団体及びまちづくり団体(以下「派遣団体」とい

う。)の代表者は、アドバイザーが業務を実施した後、その結果をアドバイザー派遣結果報告書(様式第5号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 アドバイザーは、業務実施後、その結果をアドバイザー業務結果報告書(様式第6号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(派遣の取消し)

第8条 市長は、派遣団体が次の各号のいずれかに該当するときは、アドバイザー派遣を取り消すものとする。この場合において、市長は、アドバイザー派遣取消通知書(様式第7号)にその理由を付して、派遣団体の代表者に通知するものとする。

- (1) 派遣の決定の内容、これに対して付けた条件その他この要綱に違反したとき。
- (2) 派遣の目的を達成することができないと認めたとき。

(派遣の廃止)

第8条の2 アドバイザー派遣を廃止しようとする派遣団体の代表者は、派遣廃止承認申請書(様式第8号)により、アドバイザー派遣の廃止を市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査するものとする。この場合において、アドバイザー派遣の廃止をやむを得ないと認めるときは、これを承認し、その旨を派遣廃止承認通知書(様式第8号の2)により、同項の代表者に通知するものとする。

第2節 まちづくり準備団体活動助成制度

(まちづくり準備団体助成金)

第9条 市長は、まちづくり準備団体に対し、勉強会等を行うために必要な次に掲げる経費について、予算の範囲内でまちづくり準備団体助成金を交付することができる。この場合において、当該経費にアドバイザー派遣に係る経費が含まれるときは、これを除くものとする。

- (1) 会議のための会場借上費
- (2) 通信費(使途が明確なものに限る。以下同じ。)
- (3) 広報及び広聴に係る印刷費(原稿作成費及び紙代等を含む。以下同じ。)
- (4) 役員会、総会等の会議資料の印刷費
- (5) 会議又は郵送等に要する事務用消耗品費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 まちづくり準備団体助成金の額は、1団体に対して第4条第3項に規定する期間における年度ごとに前項に規定する経費に相当する額(当該額が5万円を超えるときは、5万円)とする。

3 まちづくり準備団体助成金を受けようとするまちづくり準備団体の代表者は、まちづくり準備団体助成金申請書兼請求書(様式第9号)に完了実績報告書(様式第9号の2)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、まちづくり準備団体助成金申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにまちづくり準備団体助成金の額を確定し、交付する。この場合においては、併せて、まちづくり準備団体助成金交付決定兼確定通知書(様式第9号の3)により、前項の代

表者に通知するものとする。

第3節 まちづくり団体活動助成制度

(まちづくり計画案等策定助成金)

第10条 市長は、まちづくり団体に対し、まちづくり計画案等の策定に必要な次に掲げる経費について、予算の範囲内でまちづくり計画案等策定助成金を交付するものとする。

- (1) 会議のための会場借上費
- (2) 通信費
- (3) 広報及び広聴に係る印刷費
- (4) 役員会、総会等の会議資料の印刷費
- (5) コンサルタント委託費
- (6) 会議又は郵送等に要する事務用消耗品費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 まちづくり計画案等策定助成金は、1団体につき300万円を、助成を開始した年度から3年度を限度として行うものとする。ただし、自然災害、感染症拡大防止措置等によりまちづくり計画案等の策定の中断を余儀なくされた場合は、まちづくり団体、当該策定の作業に係るコンサルタント（設置した場合に限る。）及び市で協議して当該期間を延長することができる。

(まちづくり団体運営助成金)

第10条の2 市長は、まちづくり団体に対し、助成対象活動（まちづくり計画案等策定助成金の対象となる場合を除く。）に必要な次に掲げる経費について、予算の範囲内でまちづくり団体運営助成金を交付するものとする。

- (1) 会議のための会場借上費
- (2) 通信費
- (3) 広報及び広聴に係る印刷費
- (4) 役員会、総会等の会議資料の印刷費
- (5) 会議又は郵送等に要する事務用消耗品費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 まちづくり団体運営助成金の額は、1団体につき助成を開始した日の属する年度から高砂市まちづくり推進条例施行規則（平成28年高砂市規則第26号）第11条に規定するまちづくりに関する協定の有効期間が満了する日の属する年度までに係る年度ごとに5万円とする。

(交付の申請)

第11条 この節の規定による助成対象活動に対する助成（以下「まちづくり団体活動助成」という。）を受けようとするまちづくり団体の代表者は、まちづくり団体活動助成申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請をしなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第12条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査して、助成の可否を決定し、その旨をまちづくり団体活動助成通知書(様式第11号)により同条の代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によりまちづくり団体活動助成を決定する場合において、その目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付けることができる。

(変更の申請)

第13条 前条の規定によりまちづくり団体活動助成の決定を受けたまちづくり団体(以下「助成団体」という。)の代表者は、申請内容について重要な事項を変更するときは、まちづくり団体活動助成内容変更申請書(様式第12号)に第11条各号に掲げる書類を添えて、市長に申請をしなければならない。

(変更の決定)

第14条 第12条の規定は、前条に規定する申請があった場合について準用する。

(実施状況の報告等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、助成団体の代表者に対して、その助成対象活動の実施状況の報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

(実績の報告)

第16条 助成団体の代表者は、助成対象活動が完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第13号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第17条 市長は、完了実績報告書の提出があった場合においては、当該報告に係る書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第12条の規定により決定した助成金の内容(以下「助成金の交付決定の内容」という。)に適合すると認めるときは、速やかに助成金の額を確定し、その旨を助成金確定通知書(様式第14号)により、助成団体の代表者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第18条 助成金は、前条の規定による助成金の額の確定後交付する。ただし、助成対象活動の完了前に助成金の交付を受けることで、より円滑に助成対象活動を実施できると市長が認めるときは、概算払により交付することができる。

2 助成団体の代表者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金(概算払)請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項ただし書の規定により概算払をした場合において、前条の規定により助成金の額を確定した結果、当該概算払による額に余剰金が生じることとなるときは、毎年度末にこれを清算するものとする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第16条の規定により完了実績報告書の提出があった場合において、助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、助成団体の代表者に対して、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第20条 市長は、助成団体が助成金の交付決定の内容若しくはこれに付けた条件を満たさなくなったとき又はこれらに違反したときは、当該助成団体に対する助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第3章 雑則

(助成対象活動に要する経費の自主的な確保)

第21条 まちづくり団体活動助成を受けるまちづくり団体は、交付される助成金以外にも活動に要する経費を自主的に確保するよう努めるものとする。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。